

横浜事件 再審裁判を 支援する会

No.36

1998.9.15

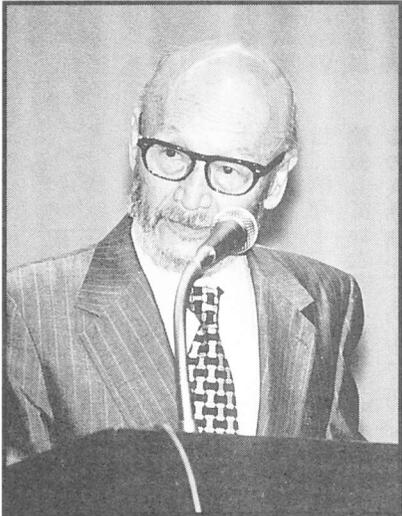
〔事務局〕

東京都
千代田区猿樂町
1-4-8(〒101)
松村ビル402
☎03-3291-8066
Fax 03-3291-8066

日弁連としての取組みを要請

私たちの第二次再審請求における即時抗告（96年7月。横浜地裁却下に対する）について、東京高裁は目下審理中です。高裁が真摯に対応するよう、法曹界や国民の再審への関心を高め、運動を強めていかねばなりません。第二次再審弁護団（团长 目下部長作弁護士、事務局長 大川隆司弁護士）は、このほど、日弁連（日本弁護士連合会）の元人権委員会委員長・土生照子弁護士をつうじ、横浜事件について日弁連として取り組んでもらうよう要請しました。

日弁連は、現在、担当弁護士をきめ、対応を検討されています。大きな支援となることを期待します。



集会での故木村亨さん

第三次再審請求を申し立て

木村亨さん（第一次再審請求人）逝去

（元中央公論社勤務）

木村亨さんが七月十四日、東京中野区の病院で亡くなりました。享年八二歳でした。

木村さんは戦後の一九四五年一月、横浜事件被害者三〇数名と笹下会（横浜・笹下の拘留所にちなむ）を結成、神奈川県警の特高警

官を共同告発、三名の有罪を確定させました（五二年四月）。

木村さんはその後も、横浜事件の真相解明と国家責任の追及に情熱を注ぎ、一九八六年七月の第一次再審請求の申し立てに当たっても、原告団の結成、各地方・団体での訴えなど、精力的に活動されました。

九一年三月の最高裁における第一次再審請求の棄却ののち、原告団・弁護団・支援する会の合同会議の結果、故小野康人さんの妻・

貞さんら遺族を請求人とする第二次再審請求を提起しました（九四年七月）。「一件記録の不存在による審理不能」という裁判所の形式論理の力べを打ち破るために、判決書・予審終結決定書いずれも現存する小野さんの再審実現により、全関係者再審への突破口にしようとの意図にもとづきます。

その後、木村さんは第二次再審請求とは別に行動され、新たに第三次再審準備の途上で亡くなりました。心からの哀悼を捧げます。

◎ 木村さんの遺志をつぎ、さる八月十四日、第三次再審請求が横浜地裁に行われました。請求人は木村さんの妻・まささんら八名、弁護団長は森川金寿弁護士です（詳しくは本号4ページ、森川先生の寄稿参照）。

この第三次再審請求に対する私たち「支援する会」の立場については、この会報の前号（35号）の「見解」をご覧ください。

今年度、まだおすみでない方は、ぜひ

会員更新（年会費二千円）をお願いします！

過去の誤りを正し、 司法への信頼を取り戻せ

●第二次再審請求弁護団長

日下部 長作

中村智子の『横浜事件の人びと』

は、「名前がわかった人だけで六十
三名……未確認の愛国政治同志会の
労働者二十五名を加えれば被害者は
八十七名になる」と述べている。横
浜事件とは、これら多数の人びとが
理由のない治安維持法違反に問わ
れ、拘束された事件である。

「掃除」のための検挙

治安維持法違反として責任を問う
ためには、「国体を変革すること
目的」とするか、または「私有財産
を否認することを目的」とする結社
が前提とされ、その結社に關与した
役割程度に応じて死刑以下の刑に処
せられることになっている。横浜事
件での「結社」はコミンテルンと日
本共産党で、すべての被疑者・被告
人はこれら結社の目的遂行のために
する行為をなしたものととして、治安
維持法第一条後段、同第十条後段が
適用されている（なお同法は昭和二

十年十月十五日廃止）。

ゾルゲを取調べた吉河光貞検事
は、昭和十六年当時国内の共産党は
壊滅していたことを法曹の「あの
この人訪問記」の中で語っている
が、その中で北林夫妻の逮捕に關連
して、「一度こういふ散らばった残
存分子の掃除をしなければならぬ：
……一旦検挙して洗ってみて白ければ
出す、黒ければ事件として究明する
……井本検事が特高一課の要請に
応じてほかの者と一緒に拘引状を出さ
れたというのが真相ではないかと思
っています。それで引張ってみる
と意外やそれが大変な結果（ゾルゲ
事件の発覚）となったのです」と述
べている。

「掃除のための検挙」など人権侵
害も甚だしいが、翌年の川田夫妻の
逮捕から始まった横浜事件も似たと
ころがあるように思われる。

すでに日米の戦争も始まり、言論
統制・治安の強化された中で、壊滅
した共産党のためにする行為などあ

り得ない。捜査当局はそのため党再
建準備会という「泊会議」をつくり
出し、言論弾圧を狙ったのがこの事
件の本質である。予審判事は捜査官
の拷問による自白を採用し、細川嘉
六、相川博、小野康人、西尾忠四郎
の各予審終結決定では泊会議を認定
しているが、さすがに敗戦後の木村
亨の予審終結決定、小野康人・西沢
富夫の各判決ではいざいずれも「泊会
議」が削除されている。

固定観念と事実誤認

コミンテルンについては、捜査機
関も裁判所も一律に「コミンテルン
が世界プロレタリアートの独裁によ
る世界共産主義社会の実現を標榜
し、世界革命の一環として我国に於
ては革命手段により国体を変革し、
私有財産を否認し、プロレタリアー
トの独裁を通じて共産主義社会の実
現を目的とする結社にして、日本共
産党は其の支部として其の目的たる

事項を實行せんとする結社」と定め
ている。

たしかに設立当初は「コミンテル
ンは世界革命のための単一の世界党
として、各国共産党はコミンテルン
の一支部として出発した」（齊藤孝
『ヨーロッパの一九三〇年代』。しか
し、ファシズムの台頭にもとない世
界情勢が緊迫する中で変わっていつ
た。

コミンテルン第七回大会で「コミ
ンテルンは事実上国際共産主義路線
を放棄し」、「資本主義を即時打倒す
る世界革命ではなく、平和と民主主
義を擁護し、戦争とファシズムに反
対することを当面の課題とする」こ
とに変質したのである（同前）。そ
して一九四三年五月十五日、コミン
テルン執行委員会幹部会はコミンテ
ルンの解散を決議し、六月十日正式
に解散した。

中野重治『敗戦前日記』五月二十
三日欄には「コミンテルン解散決議
発表」とあり、その註に五月二十三
日『朝日新聞』の記事が引かれてい
る。ほかにもコミンテルンの解散に
ついては、六月二日の『木戸日記』、
六月一日の矢部貞治や宇垣一成の日
記にも書かれている。

ところが、検挙者の一人、森数男

母が横浜事件の再審裁判を請求する原告団の一人に加えていただいて、十二年の歳月がたちました。その母が裁判所からの正当な答えも得られないまま他界し、さらに三年が過ぎてしまいました。以来、決して色あせることのない母への惜別の思いのよりどころとして、ここに母の遺した原稿が小さなトランクに入れてあります。

私の中には三人の母がいます。父がまだ存命中の美しく優しい母。父が五十一歳で突然なくなつてから必死に孤軍奮闘し子育てする母。そして横浜事件再審裁判を支援する会の方々と出会つてからの晩年、裁判所の不当に真っ向から立ち向かい死の間際まで勉強し、闘つた母。

その変容の中でも、私にとって、母は、一貫して情愛に満ち感性豊かな少女の純粹さを持ち

母の遺作を前に

■第二次再審請求人

斎藤 信子

(旧姓・小野)



続けた人でした。父が亡くなつて何とか収入の道をと、母は脚本家養成講座を受けたことがあります。母の作品を、私たちが子供は目を丸くして読み、「お母さんはすごい」と尊敬したものです。その時の母の作品の雪国の叙情詩のような美しさは、今も私の脳裏に残っています。

そんなこともあつて、母が書くということを開いたのはごく自然のことでした。遺された原稿を読み、ここに書かれた母の青春こそ、今、正に裁判所の理不尽と闘う不屈の正義感の原点を見る気がします。追つてゆきたいほどかけがえない母を、永遠に大切にしたい思いを込めて、母の信念を受け継ぐことを誇りに思っています。

についての司法警察官意見書では、昭和十八年七月四日、勝部元らと政治経済研究会を開き、「コミンテルン解散等に関しマルクス主義理論より分析批判したるが……コミンテルンの解散はソ聯の外交政策に重要な原因を含むものにして、解散後についても世界各国の共産党は従前同様相互連絡援助を行うのみならず、世界革命運動は、一步前進することを確認し……」と事実と反する記載をし、同人の予審終結決定でもこの見解が引き継がれている。

一方、横浜地裁第二刑事部の昭和二十年七月三十一日の小森田一記及び小川修の各判決は、前期解散の報道を意識し、いずれも「日本共産党は昭和十八年六月九日迄は其の(注・コミンテルンの)日本支部として右目的たる事項を実行せんとする結社、同月十日以降は単独結社として前期同一目的事項を実行せんとする結社」と改めているが、コミンテルンについての前記定型的認識は変わっていない。

恣意的な法の適用

誤りは共産党の存在やコミンテルンの認識だけではない。現存する被

告人の判決を比較検討すると、おかしな点が多い。例えば治安維持法一条後段の刑は三年以上の有期懲役であるが、比較的早く判決を受けた和田喜太郎は情状憫諒すべきものがあるとして懲役二年に減刑され、実刑に処せられている。

また、終戦前後の白石芳夫、小川修、手島正毅、益田直彦、小森田一記、小野康人、西沢富夫の判決はいずれも懲役二年、三年間の執行猶予である。白石、小川、小野、西沢を除いては、減刑の理由も書かれていない。また小野、西沢の兩名の判決を除いては、各判決書に引用された証拠は、被告人の「当公判廷における判示同旨の供述」のみである。

◎ 本来、人権の砦であるはずの裁判所が公正さを失い、行政権力と妥協するとき、最も大きな人権侵害となることを忘れてはならない。戦争末期の状況の中で、司法もまた戦争に加担していたと言わざるを得ない。横浜事件の再審に求めるものは、過去の誤りを正すことによつて、司法の信頼を回復することである。



反骨・木村 亨氏と 第三次再審請求

●第三次再審請求弁護団長
森川 金寿

この機会にその著『横浜事件の真相』を読みかえしてみても、あらためて波乱と苦難にみちた戦中戦後の抵抗と闘いの歴史を他人ごとならず思い返した。

私と二つ違いの木村さんが中央公論社へはじめて入社した昭和十三年、私も弁護士なりたてで、日本橋区で無産運動の書記として時たま政談演説会するときなど支那紅軍（朱毛の軍隊）についての紹介などしていたが、木村さんの最初の仕事は『支那問題辞典』の企画出版だったという。その関係で細川嘉六、尾崎秀実など一流の知識人と親交を重ねたことは、それ自体歴史の生証人であった。

ジュネーブでの拷問の実演

横浜事件ではすべての容疑者が深刻な拷問をうけたが、なかんずく血気盛んな木村さんは酷烈な拷問を受けた。

九一年夏、国連人権委に訴えに行った際、ホテルの一室でほとんど全裸の木村さんを同行の数人が取り囲んで刑事役となり、木刀竹刀麻縄などで警察での拷問の状況を実演し国連関係者に見せたことも、悪名高い代用監獄について国際的な波紋をひろげる試みであった。

第三次再審請求の重点

今回の第三次請求は、木村さんがよびかけて全国各地から請求人として参加する画期的な規模と、第一次請求弁護人（東京、横浜）のほか環直弥弁護士（もと高裁判事）が心血をそそいで起草したものを基礎とする請求申立書を提出する。主たる論点は概要次のとおり。

1、ポツダム宣言受諾により本件判決当時（昭二〇・八・一八ないし九・一五）治安維持法はすでに廃止されていたというべきであり、連合国最高指令官の「政治犯釈放」通牒、「民権、信教自由の制限撤廃覚書」は旧刑訴四八五条六号に当たると。

2、『日本共産党史（戦前）』（公安調査庁）によれば日本共産党は一九三五年三月四日をもって壊滅したとされ、公知の事実であるから、本件判決の認定事実のうち日本共産党の「目的遂行のためにする行為」は有り得ず本件は犯罪の証明がない場合に当たる。

3、特高幹部三名に対する有罪判決は七号の「捜査に関与した検事」にあたりと解すべきで、再審理由にあたる（自白強制）ことは明らかである。

横浜事件研究書、米国で出版

カナダの日系女性の研究者、ジャニス・マツムラさんの横浜事件についての研究書がコーネル大学の東アジア・シリーズの一冊として出版されました。書名は『モア・ザン・モメンタリー・ナイトメア』。表紙に例の泊での細川嘉六氏を囲んだ記念写真が大きく掲げられています。

なお本件横浜事件の刑事記録は敗戦のさい司法官憲によって故意に焼却消滅されたものであるから、再審法規を請求人に有利に弾力的に解釈すべきである。

木村さん達の悲願をうけついで

戦争末期最大の言論弾圧事件といわれる横浜事件の犠牲者の多くは物故し、反骨精神旺盛だった木村さんもついに逝った。唯一のなぐさめは民衆の力で政治の動向が大きく変わり始めたことであろう。旧態依然の司法の姿勢もこれから突き崩される方向にある。第三次再審請求はその試金石となることを期待したい。

〈第三次再審請求者氏名〉

板井庄作、勝部 元、畑中繁雄、故人 木村 亨、小林英三郎、高木健次郎、平館利雄、由田 浩。計八名

第三次横浜事件再審を今七月末にも提起しようとしていたやさき、その先頭になって闘っていたと自他ともに期待していた木村亨氏が、卒然として八二年の反骨の生涯を中野共立病院で終えられた。残ったものはただ暗然然然とするわけにもいかない。これからその強い遺志をついで相続人まき夫人を守って再審を闘い抜くのみである。

映画『ブライド 運命の瞬間』の冒頭、津川雅彦扮する東条英機が、いしだあゆみ扮する妻といっしょに家庭菜園のトマト畑で手入れをしているシーンが写されます。東条が見事に実ったトマトを一つもぎとり、がぶり、とかぶりつきます。「ああ、うまい。トマトがこんなにうまいものだとは知らなかった。おまえも食ってみろ」

差し出された食いかけのトマトに、妻がそつと口をあてます。初老の夫婦ののどかな光景です。

この日の日付は一九四五年九月一日、と字幕に出ます。この数字には意味があります。翌一日、GHQの発した戦犯逮捕指令を知って、東条が拳銃自殺を図るからです。

では、この九月一日、横浜事件の被害者たちはどうしていたか。第二次再審請求の当事者、小野康人さんや木村亨さんが裁判を受けるのはこの五日後、九月十五日です。横浜事件はまだ進行中だったのです。それどころか、岩波書店の藤川覚氏や日本評論社の美作太郎、彦坂竹男氏などはまだ獄中にありました。

それなのに、横浜事件を引き起

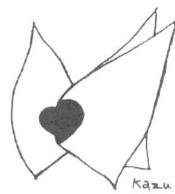
した当時の最高政治責任者で、日本を破滅の淵に突き落とした張本人は、立派な家庭菜園でのんきにトマトなど食っていたわけですか。

映画『ブライド』は、東条を、東京裁判において「米国の戦略と最もよく闘った男」として称揚するとともに、その「人間味」や「夫婦愛」を描き込みます。しかし冒頭のトマトのシーンは、その人間的無責任と倫理的鈍感を、はしなくも暴露していたと言わざるを得ません。

映画『ブライド』と横浜事件

●支援する会・事務局

梅田 正己



冒頭のトマトのシーンの前に、実はもう一つのシーンがありました。四七年八月、ついに独立を果たして喜びにわくインドの光景です。映画は、東京裁判にインドから派遣されたパール判事の「日本無罪」判決を借用、それに日本がインド独立運動家のチャンドラ・ボースを利用して作ったインド国民軍を重ね、日本による太平洋戦争がアジアの独立に貢献したと主張します。いわゆる「アジア解放史観」です。

では、事実はどうだったのか。横浜事件第二次再審請求のカギとなる「新証拠」として提出しているのは、細川嘉六氏が戦時下に執筆、雑誌『改造』四二年八、九月号に寄稿した論文「世界史の動向と日本」(いわゆる細川論文)です。この論文が治安維持法違反に問われ、当時『改造』編集部長だった小野康人氏はその掲載を決めた編集会議に出席し、また校正にたずさわったという理由で懲役二年(執行猶予三年)の刑を宣告されたのでした。細川論文が主張していたのは、ひと言でいえば、民族独立へと向かっている世界史の潮流にそって、日本もアジア諸民族の「民族自決」を尊重すべきだ、ということでした。

は発売禁止となったのです。「アジア解放史観」の欺瞞は、この一事だけを見ても明らかです。ところで、太平洋戦争開戦の一九四一(昭16)年三月、治安維持法は再度改正されます。これにより、予防拘禁制度が導入され、刑罰が格段に強化されるとともに、個人的な研究会や読書会のようなものまでが弾圧の対象とされることになりました。治安維持法の、いわば無限拡大です。そしてこの治安体制が極限までおしすすめられたのが、戦時中の日本でした。では、この戦時治安体制の最高責任者はいったい誰だったのか。関東軍憲兵隊指令官もやった東条英機です。四一年一〇月に成立した東条内閣で、東条は首相と陸相のほか内相をも兼任していました。ほかにも、二年九カ月にわたる首相在任中、軍需相、外相、文相、商工相、さらには参謀総長まで兼任しています。東条は名実ともに軍国主義日本の最高権力者でした。その政治体制の下で、横浜事件は引き起こされたのです。東条をたたえる『ブライド』のような映画がつくられる昨今、横浜事件再審裁判の意味はますます重くなっていると思うのです。

横浜事件被害者は

■第一次再審請求人

小林 英三郎

「戦後」をどう生きたか——私の場合

▼一九八八年に四回おこなった故小林英三郎氏のヒアリング記録の最終回（同年六月二十四日）をご紹介します。横浜事件に直接かわる話はないのですが、事件被害者が戦後をどう生きたか、敗戦直後のジャーナリスト運動はどうであったかを知ろうと、貴重な証言となっていています。ただし小林氏の校閲を得ておらず未定稿であること、文中敬称略としたことをおことわりしておきます。

◆再び編集者に

横浜事件判決ののち、小林さんはどうされましたか？

また出版にもどりました。一九四五年の末頃に、高山書院に入った。社長の高山は、戦前の総同盟にいた人で、岩渕辰雄が顧問、栗林一石路も関係していた。旧改造時代の佐藤績が僕に手伝わないかといってきたのです。そのころ鎌倉文庫が創業さ

れて、旧改造の若槻繁や大森直道が参加した。同社発行の『人間』編集長は木村徳三。高山書院では『言論』という雑誌を出した。のち出版部に富重義人がきた。僕は半年ぐらいでやめて、その後、永見書房（丸ノ内21号館にあった）に入るが、その間に民主選挙推進運動の事務局長みたいなことをやった。これは総選挙（四七年四月）に際して、難波英夫らオールドコミュニストが集まって、文化人を動員し民主候補の応援をやるうという組織です。

——そんな運動があったんですか。戦後史にも書かれていませんね。

事務所を愛宕警察の前（たぶん産別会館）に置いて、ポスターをつくったり、講座をひらいたりした（中労委会館）。川上貫一や青柳盛雄などに講演してもらった。資金集めに帆船計のところへ行ったりした。花村仁八郎（のち経団連事務局長）が十万円をもってやってきた。

永見書房はエドガー・スノーの『中国の赤い星』（宇佐美誠次郎訳）などを出したところだが、横浜の山内弁護士が役員をしていた。山内夫人が郷司浩平（経済同友会）夫人の妹で、そんな関係から経済同友会の出版社にしようかと、同友社になった。大塚万丈や大内兵衛——花村は大内の弟子——の本を出した。同友社は四九年ごろ解散するが、この永見書房、同友社時代に僕は日本ジャーナリスト連盟の事務局長をやった。

◆ジャーナリスト連盟の活動

——ジャーナリスト連盟（ジ連）については、記録がほとんどないので思い出をぜひお聞かせください。

もう再び言論暗黒時代を来させちゃいかん、ジャーナリズムが軍部のお先棒を担ぐようなことがあってはならんとジ連が創立された。四六年一月三〇日（日曜日）、日赤講堂で

創立集会をやった。ついでにいうと印刷出版労組の創立大会は大日本印刷講堂（四六年四月）。このとき岡本正（中央公論）が天皇制廃止を大会スローガンに入れようとして志賀義雄がとめた。

最初、ジ連事務局長は、日本評論の渡辺潔がやっていたが、交替してくれというので、ひきうけた。事務所は一定しないで、河出書房や日評の部屋でそのつど仕事をし、移動事務所みたいだった。そのうち東大正門前で学生書房をやっていた桜井恒次が事務所を置かせてくれた。

今みたいに銀行振込がない時代だから、毎月の会費は僕が集めに歩いた。そのころの新聞社や出版社は受付はあるけれどルーズだったから、いきなり編集室へ入って機関紙をわたり、金をもらうやり方だった。まるで専従みたいで、給料をもらっている同友社にわるいな、なんて思ったこともあった。

そのうち、資金稼ぎもかねて新聞を出そうということになった。畑中政春が『自由なる意見のために』（ジ連編集）と命名した。月一〜二回刊、二ページ（印刷はあかつき）、販売りも試みた。ジ連の新聞だから、紙面で新聞や出版の批判もやっ

た。タチ（元文連事務局）、吉田（のち改造）、アゼガミ（のち医学書院）らがいた。紙面の下段を十割（とわり、十分の二）の広告欄にした。三越の広告をもらったとき、広告主任が紙型をくれたが、何か威張った感じの人だった。後年、事件で話題になった岡田社長だった。

一万部くらい刷ったが、そう売れもせず、畑中政春や野口肇が個人資金を注ぎ込んだ。野口は占領軍の弾圧で日評を退社したのだが、その退職金を注ぎ込んだ。

ジ連は東大の教室をかりてジャーナリズム講座をやり、本にした。『ジャーナリスト入門』『言論弾圧の別名。ほかに『現代新語辞典』』。発行元の銀杏書房は学生書房（四八年八月刊、定価一三〇円、木水社）。ジ連編集で、大和勇三（日経）が中心だった。僕は別に内野壯児と共同編集で『共産主義辞典』をつかった。細川嘉六や川上貫一に書いてもらった。青山鉞治や那珂孝平が協力してくれた。

吉野源三郎、美作太郎、内山敏（東京）、大和勇三、海老原光義、渡辺潔……いろいろな人がいたが、連盟の運営には月一―二回の幹事会が当たった。岩崎昶の日本映画社の支部

活動は活発だった。「ニュース映画をみる会」などもやった。日映で土橋一吉（全通委員長）、加藤園男（国鉄委員長）の対談が企画され、司会を僕がやることになった。撮影のライトが熱くて汗だらけになった。ところが、日映の連絡手違いで、やってきたのは加藤勲十だった。

ジ連の最盛時には七〇〇人くらいいたのではないか。大阪や広島にも組織があった。しかし、占領軍や経営者側の圧迫もひどくなり、活動自体も政治主義的になって幅が狭くなり、だんだん人が集まらなくなる。財政難でカンパを集めようと嘉治隆一のところへ行ったことがある。すると、そういう運動は外部からの資金に頼るのでなく、あくまで自前でやるのが筋だろうと体よくことわられた。今にして思えば嘉治みたいな人を会員にし得ない狭さがあったのではないか。最初のころは文芸春秋の田川博などももっていたが、すぐ離れていった。僕は政治主義的偏向を正そうといった趣旨を運動方針に書いた記憶がある。そこへレッドパージの打撃がきて、会は動けなくなり、消滅状態になった。

◆生命保険の仕事につく

同友社も解散し、収入の道がなくなったので、まわりが心配して原稿を書かせてくれた。でもなかなか原稿料が出ない。計算上は人並みの生活ができるくらいの量は書いているのだけど、出版社へ行くと、ちょっと支払いは待ってくれとか、金のかわりに本を持っていってくれ、という状態だった。

◆また出版に戻る

そのころベースボールマガジンなどを出している恒文社で、小泉八雲全集を刊行することになり、編集者がほしいというので、入社した。五年ほど勤めたら、恒文社でも「整理」がやられるようになったので、退社した。青山鉞治や大谷などが心配して、校正や編集の仕事を手話してくれた。社史編集をいくつかやっ

一方、ジ連は消滅状態になるし、知識人はバラバラになるという状況だったので、吉野源三郎が知識人の会を呼びかける。そのころ、さすが岩波と思ったのは、会議に行くとき食を出してくれたことだった。中野好夫、岡本太郎、松岡洋子、吉井忠、清水幾太郎、中島健蔵らがきていた。吉野が僕に「君、事務局長をやってくれよ」というのだが、当時、飯が食えない状況だったから、ひきうけられなかった。

波瀾万丈というより、その都度、状況に身をまかせるようにやってきただけです。

——いや、それは柔軟性というもので、その間、絶えず「志」というものを見失わないでやってこられたことに感銘をうけます。

明治生命はほんの腰掛けのつもりで行ったのだが、組合ができて役員にされ、二年ほどしたら委員長にされてしまった。結局、十年ほどつと

会員のみなさんから

会費・カンパをお寄せくださったさいの会員のみなさんからのメッセージを（お断わりせずに恐縮ですが）ご紹介させていただきます。

▼いったん退会の届けをいたしました。継続したいと思いましたが、とりあえず会費をお送りしますので、前回納入金につづけて不足分をお知らせください。

（島田修一）

（春名 徹）

▼ご苦勞様です。会費と、些少ですがカンパをお送りします。

（橋 祐典）

▼来る年もしぶとく闘いぬきましよう。事務局の方々のご健康を切に祈念いたします。

（渡辺 等）

▼先人のご努力が報いられる時代が一日も早く来ますように。

（山田 猛）

▼ご活動のご成功を念じております。

（伊藤昌太）

▼ご健闘を祈ります。

（安江 淳）

▼会・事務局の皆様、会費他はカンパです。ニュースをよく読んでいます。

（近藤正己）

▼風邪がはやっております。お体大切に。

（南部正男）

▼「あいまいな日本人」の中にあつて、戦争の責任を追及されている人がいるのも日本です。私は後者の日本人であり続けたいです。

（小木 宏）

▼先日図書館で、教科書の慰安婦問題についての本を読みましたが、こんな意見が大きな顔して通る世の中にいつの間に戻ったのかと、恐ろしくなりました。個人の楽しみだけに生きがいをみつけているうちに、世の中は元の時代に戻っていくのではないのでしょうか。

（岡田富久子）

▼横浜ペンクラブ（野上飛雲会長）はこれまで支援する会に対して、個人名義で寸志を寄せてきましたが、先の理事会で五口の会費をお納めました。よろしく願います。

（横浜ペンクラブ 担当・生出恵哉）

カンパを寄せられた方々

（敬称略）

（11月）伊藤昌太（12月）齋藤信子
酒井広 間島弘 佐々木陽子 野々村
敵 小川次郎 宮崎公子 石原春男
木下忠司 千葉良信 春名徹 小林貞
子 橋祐典 宮古とく子 渡辺等 山
田猛 大槻道夫 近藤正己 実方義雄
外山雄三 海老原光義 小平克 加藤
丸子 南部正男 堀哲美（11月）緑川
亨 佐川隆彦 小木宏 清水雅彦 俵

義文 深代典子 西尾諭香 田浦勉
西常雄 梅田正己 医学書院（青木
上館、窪田、高田、竹沢、辻嶋、細
野、宮沢）（2月）佐藤純子 天野あ
ぐり（3月）平館道子 齋藤信子（4
月）石尾実 齋藤信子（5月）山内覚
（6月）青山房子（7月）窓友会（会
長・黒田清） 齋藤信子 岩波芳組

◆事務局から

◆会報の発行がすっかり遅れてしまいました。出版界がかって経験しなかつたきびしい状況を迎えている中で、担当者が多忙な日々にも負われ続けたということもありますが、すべては事務局の責任です。深くお詫び申し上げます。

（U）

◆横浜事件関係の皆様の新況をお知らせいたします。

七月一七日、木村亨さんの弔問に

田無のお宅をお訪ねし、まき夫人にお会いしました。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

◆故青山銀治さんの奥様、房子さんが左大腿骨頭骨折で四月二一日入院、人工骨を埋める手術をされました。しかし先生も驚くほどの回復ぶり、五月末には退院され、今は週二回のリハビリに通っていらつしやいます。

◆六月、故小林英三郎さんのお宅を

お訪ねし、貞子夫人とご子息の佳一郎さんにお話を伺ってきました。

小林さんは病床でも横浜事件のことを心にかけておられたとのこと。小野さんからお電話いただいたのが、ついこの間のようです。と奥様はおっしゃっていましたが、小林さんが亡くなられてすでに二年がたちます。裁判所の「記録がなく審理不能」という形式論理のカベを突破するため、判決と子審終結決定がそろって残っている小野さんに、第二次再審に立っていただく時も、小林さんは最もよき理解者でした。

小林さんのお宅には、ぼう大な日記類や蔵書が残されています。この会報でも聞き書きを紹介しましたが、今後折をみて整理・解説(?)させていただき、重要なものは紹介していきたいと思っております。

（金田）

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿楽町1-4-8 松村ビル402

横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066 (Fax共用)

〈年会費〉個人=2000円 団体=5000円

●郵便振替 00130-7-150641

振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」